



人の世に熱あれ 人間に光りあれ!!

発行人 牧坂秀敏・小宮 豊

人権相談員便り [結び]

あなたの人権は保障されていますか？ 一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

**だれもが差別されることなく共に生きる社会、どんな状態
であっても尊厳をもって安心して暮らせる社会を創ろう!!**

人権のまちづくりを 考える



◆部落差別解消推進法が成立

去る12月9日、部落差別解消推進法が参院本会議で可決成立しました。法の「目的」には「現在なお部落差別が存在する」という認識の下、基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されない。これを解消することが重要な課題と規定しています。そのうえで、国や地方

公共団体の責務として、具体的には相談体制の充実（第4条）、教育及び啓発（第5条）、部落差別の実態に係る調査の実施（第6条）を明記しています。とりわけ、地方公共団体（区市町村）には「その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める」ことを求めています。

◆「人権施策の拡充」で、特定相談事業の廃止？

ところで、東京都（人権部）は2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会開催を契機に、「国際都市にふさわしい人権が保障された都市

部落差別の解消の推進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、現在なお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。 <以下 略>

を目指す」として、人権施策推進指針の「改定」を昨年8月に行いました。合わせて、「人権施策の拡充」等をうたい文句に、浅草・橋場にある東京都人権プラザの移転を打ち出しました。

そのなかで、人権部は部落問題等の「特定相談」については、港区芝に来年2月にオープンする新・東京都人権プラザには移転せずに、現在の人権プラザに2017年度いっぱい事業継続するとしています。

◆無責任な対応、すすむ人権行政の空洞化

この間の移転をめぐる人権部の動向を見ていると、一言でいえば、当事者抜きで（実態的には当事者を排除して）きわめて恣意的に物事を進めているということです。一例を挙げれば、新・人権プラザをどのような場にしていくのか、展示内容や必要な施設設備などについて、東京都の人権啓発などの事業を実際に担ってきた東京都人権啓発センター（以下、センターという）のプロパー職員の経験や意見などを反映させるような協議は一切行われていません。

また、現人権プラザで歴史的に培われてきた部落問題の啓発・展示等を含めて、現在地での相談事業や拠点施設の継続を被差別当事者である部落解放同盟東京都連が人権部との交渉で求めているわけですが、「検討中」という対応に終始し、明確な方針を提示しません。

このような人権部の無責任な対応は、厳しい差別に晒される被差別当事者との連携や協働の取り組みで人権施策を充実させ、さまざまな人権の増進をはかるという本来の人権行政の立場をまったく放棄し、人権施策の後退・人権行政の空洞化を加速させていくだけです。

果たして、部落差別解消推進法は国や自治体に「相談体制の充実」を求めていますので、人権部はあらためて部落問題に真摯に向き合い、そのための具体策を明らかにせざるを得ません。

◆突然、結婚差別に遭う！

実際の相談で、もし、部落問題の相談先が見つからなかったら、差別された相談者はその問題を抱えながらどう解決の糸口を探し当てることがで

きたであろうか、はたまたできなかつた場合どうしたであろうかと思いをめぐらす事例があります。

突然、自らが被差別部落出身であることを知らない本人が、結婚相手の女性の親族から「（相談者の）祖母の出身地を調べて、そこが被差別部落であることを部落地名総鑑で確認した。家族・親族に迷惑がかかるから結婚には反対である」と言われたのです。「寝耳に水！」、相談者は最初気が動転したといえます。でも、冷静に考えて、相手が言っていることがおかしい、差別だと思えるようになりました。苦しかった胸の内を語りながら、気持ちを整理し、話を聞いてもらえることで気持ちが落ち着く。自ら、「迷惑がかかる」と言った親族に直接会って、どんな迷惑がかかるのかを聞きたいと、堂々と向き合う相談者の姿勢にエールを送りました（「結い」62号参照）。

また、直接相談に来られた人でしたが、一目見て「ヤバイ！」。その表情が思い詰めていました。解決の方策をともに話し合います。会うたびに表情が変化して、笑顔を見ることが多くなってホッとしたことを思い出します。

◆寄り添う相談、そして人権のまちづくりへ！

被差別部落出身者からの結婚差別をはじめとした部落差別にかかわる相談は、相談者の人生に大きな影響を与えるものであり、その苦悩や怒りを共有しながら、いかに寄り添っていくかが求められます。東京には、地方の被差別部落出身の人たちが多数暮らしています。差別に晒されたときに駆け込めるところがあるかどうかは決定的です。

もっとも、相談窓口は入口でしかありません。さまざまな人権侵害、差別排外主義の台頭、格差の拡大がすすむなか、だれもが差別されることなく共に生きる社会、だれもがどんな状態であっても尊厳をもって安心して暮らせる社会、そんな「人権のまちづくり」と結び付いていくことがますます求められています。それを単なる「スローガン」として掲げるだけでは何の力になりません。

人権のまちづくりは、文字通り、地域の人たち、子どもから高齢者、障害者、在日外国人、さらにはNPO・行政・企業などとの協働の取り組みとして、私たちの未来を切り拓いていきます。